

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年1月14日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	7件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500278 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500068 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 53 年 1 月 26 日から同年 2 月 1 日に訂正し、同年 1 月の標準報酬月額を 5 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 53 年 1 月 26 日から同年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 53 年 1 月 26 日から同年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 1 月 26 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 1 月 31 日まで A 社に在籍していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年 1 月 26 日となっている。しかし、請求期間は有給休暇期間であり、同年 1 月 31 日までは同社に在籍し、給与も 1 か月分を満額支給されているので、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年 2 月 1 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社を退職した直後の国民年金被保険者資格取得年月日が昭和 53 年 2 月 1 日となっていることについて、請求期間当時の同社の社会保険事務担当者から「有給休暇期間終了後の昭和 53 年 1 月 31 日を退職日とするので、B 市役所で国民年金の加入手続をする際は、同年 2 月 1 日が厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日であることを説明するように。」と指示を受けていたため、その旨を B 市役所の国民年金担当者に説明したと陳述している。

また、請求期間当時の A 社の元管理者は、請求期間は有給休暇期間であるので、

昭和 53 年 1 月分の給与については有給休暇の分も含めて 1 か月分の支払をしており、厚生年金保険料も控除していたとしている上、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年 2 月 1 日とされていることについては、当時の社会保険事務担当者が資格喪失年月日を誤って届け出たのだと思う旨証言している。

さらに、A 社に係るオンライン記録において、昭和 51 年 6 月から昭和 53 年 4 月までの期間に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している 5 人に照会したところ、回答があった 3 人のうち 2 人は、請求者は同年 2 月頃まで同社に勤務していたと回答している。

以上のことから、請求者は、請求期間も A 社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和 52 年 12 月の厚生年金保険の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の被保険者記録における資格喪失年月日が雇用保険の被保険者記録における離職年月日の翌日である昭和 53 年 1 月 26 日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500296 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500069 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 17 年 4 月 28 日は 65 万 9,000 円、平成 20 年 7 月 18 日は 68 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 4 月 28 日及び平成 20 年 7 月 18 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 4 月 28 日及び平成 20 年 7 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 4 月
平成 20 年 7 月

私が所持する A 社 B 事業所の給与支給明細書によれば、平成 17 年 4 月分及び平成 20 年 7 月分の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、当該期間に係る国の記録が無い。同社 B 事業所に勤務していた社員は、A 社から給与が支給されていたので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間 及び について、請求者が保管する給与支給明細書により、請求者は、当該期間において事業主から賞与(請求期間 は 65 万 9,200 円、請求期間 は 68 万 6,000 円)の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料(請求期間 は 4 万 5,913 円、請求期間 は 5 万 1,436 円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。したがって、請求期間 及び に係る標準賞与額については、給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間 は 65 万

9,000 円、請求期間 は 68 万 6,000 円とすることが必要である。

また、賞与支払年月日については、請求期間 は同僚のオンライン記録から平成 17 年 4 月 28 日、請求期間 は請求者に係る預金取引明細表から平成 20 年 7 月 18 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間 及び について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否か不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500217 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500037 号

第 1 結論

昭和 37 年 10 月から昭和 46 年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 2 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 10 月から昭和 46 年 8 月まで

私は、A 町(現在は、B 市)の C 地区に居住していた時、同町役場 D 支所(当時)の支所長に国民年金の任意加入を勧められ、国民年金に加入した。国民年金保険料は、近所の奥さんが自宅に集金に来たので毎月納付していたが、請求期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、E 社会保険事務所(当時)から A 町に対して昭和 46 年 4 月 23 日に払い出され、請求者は同年 9 月に国民年金被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、請求者に係る A 町の国民年金被保険者台帳(紙台帳)及び請求者が請求期間後に転居した F 市の国民年金被保険者カードによると、いずれも国民年金被保険者資格の新規取得年月日は昭和 46 年 9 月 27 日、種別は任意加入である旨の記録が確認でき、当該記録はオンライン記録と一致する上、当該台帳の検認記録欄には、昭和 46 年 8 月以前について斜線が引いてあることが確認できる。これらのことから、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金手帳は交付されず、請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、請求者は、昭和 37 年 10 月から A 町で国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、請求期間の始期である同年 10 月から昭和 38 年 3 月までの期間において、同町で払い出された全ての国民年金手帳記

号番号（任意加入被保険者 10 人を含む。）について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により確認を行ったが、請求者の名前は見当たらない上、当該番号に欠番も無い。

加えて、前述の被保険者台帳において、請求者は昭和 50 年 3 月に G 町（現在は、F 市）に転出した旨の記載が確認できるところ、請求者の主張どおり、昭和 37 年 10 月に A 町において国民年金に加入していたとすれば、他の市町村に転出することなく継続して同町に居住していた請求者に対して、昭和 46 年に同町が改めて国民年金手帳記号番号を払い出す理由は見当たらない。

また、請求者は、請求期間のうち、A 町 C 地区に居住していた期間の国民年金保険料は、同地区の集金人に納付していたと主張していることから、B 市に対して A 町の国民年金委員による国民年金保険料の集金記録について照会したところ、同市は、「請求期間当時の関係資料は残されておらず、当時の状況を確認することができない。」旨回答しており、請求者の主張を裏付ける事実は確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500277 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500038 号

第 1 結論

昭和 52 年 5 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 5 月から同年 9 月まで

私は、昭和 52 年 5 月頃に勤務していた A 社を退職したので、その頃に母親が国民年金の加入手続をしてくれたと思う。また、請求期間の国民年金保険料は自宅近くの「B 支所」で母親が納付していたと思うが、国の記録では国民年金の未加入期間とされているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているところ、請求者は保険料納付に直接関与しておらず、請求者に聴取しても、保険料の具体的な納付状況が不明である。

また、請求者の母親は既に亡くなっていることから、その証言を得ることができず、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 12 月 3 日に C 市で払い出されていることが確認できる上、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)及び国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、請求者は昭和 53 年 2 月 28 日に国民年金に加入した旨の記載が確認できる。このことから、請求期間は国民年金の未加入期間とされており、制度上、請求者が国民年金保険料を納付する義務は無いものとして取り扱われ、請求期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付し

ていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500282 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500039 号

第 1 結論

昭和 36 年 6 月から昭和 50 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 6 月から昭和 50 年 3 月まで

国の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納とされているが、私の妻が昭和 50 年 4 月以降に特例納付により A 市役所の窓口で一括納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求者の妻が請求期間の国民年金保険料を特例納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 6 月 24 日に A 市で払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続は同年 6 月頃に行われたと考えられ、請求期間の保険料は、第 3 回特例納付(実施期間は昭和 53 年 7 月から昭和 55 年 6 月まで)により納付することが可能である。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付時期及び納付額についての記憶が定かではない上、請求期間の保険料を特例納付したとする請求者の妻は既に亡くなっており、その証言を得ることができないことから、具体的な保険料の納付状況は不明である。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を A 市役所の窓口で納付したと主張しているものの、特例納付に係る保険料は、制度上、市町村では収納できない上、同市も、「A 市において、特例納付による国民年金保険料の収納は行っていなかった。」旨回答している。

さらに、請求者の国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及び請求者に係る

A市の国民年金保険被保険者名簿（CSVデータ）によれば、請求期間はいずれも国民年金保険料の未納期間とされており、オンライン記録と一致する。

加えて、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500270 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500070 号

第 1 結論

請求期間 から までについて、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間 について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間 について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間 について、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間 について、請求者の D 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間 について、請求者の E 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和45年 9 月11日から昭和50年12月25日まで
昭和51年 3 月27日から昭和52年 3 月 1 日まで
昭和52年 4 月 1 日から昭和57年 1 月 1 日まで
昭和57年 8 月 5 日から昭和59年 2 月 1 日まで
昭和59年 9 月10日から昭和60年 3 月12日まで
平成10年12月 5 日から平成11年 1 月 5 日まで
平成11年 7 月26日から同年10月26日まで
平成14年10月17日から平成15年 4 月25日まで
平成19年 2 月26日から同年 4 月 1 日まで
平成19年 8 月21日から平成20年 5 月 1 日まで

私は、請求期間 から までについて、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。各請求期間については、同社の社長から国民年金に加入するように言われ、国民年金保険料を納付していたが、厚生年金保険に加入すべき働き方をしていたので、各請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間 について、B社に平成10年12月5日から勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成11年1月5日と記録されている。しかし、私の手帳には、平成10年12月5日に同社に入社したことが書かれており、その日から勤務していたはずなので、同日を厚生年金保険被保険者資格の取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間 について、B社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成11年7月26日と記録されている。同日から給与が完全歩合制になり、自分は無給となったが、同年10月26日までは勤務が継続しており、厚生年金保険に加入すべき期間であるので、同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間 について、C社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。しかし、当該期間は同社において厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間 について、D社に平成19年2月26日から勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年4月1日と記録されている。勤務開始日が資格取得日とされていないのは、会社が厚生年金保険被保険者資格の取得の届出を行うのが遅れたためだと思うが、本来は厚生年金保険に加入させるべきなので、同年2月26日を厚生年金保険被保険者資格の取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間 について、E社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。しかし、当該期間は、会社に頼んで雇用保険には加入しており、厚生年金保険にも加入すべきであるので、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間 から までについて、雇用保険の加入記録によると、請求者は、各請求期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社の商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、元代表取締役も既に亡くなっている上、同社の元取締役に照会したところ、当時の資料は無いも

の、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは無く、請求期間 から までについて、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

さらに、請求者は、A社において一緒に勤務した同僚を挙げているが、姓のみの記憶であることから当該同僚を特定できず、請求者が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言を得ることはできない。

請求期間 について、B社の回答から、請求者は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の取得について、社会保険事務所(当時)に提出した確認通知書の写し等の資料は保存期間の経過により廃棄しているが、請求者に係る厚生年金保険被保険者の資格取得の届出が遅れたため、平成11年1月加入として届け出た旨回答している。

また、B社は、賃金台帳等の資料は無いものの、請求者の請求期間 に係る厚生年金保険料は控除していないはずであると回答している。

請求期間 について、請求者は、B社は平成11年7月26日から給与が完全歩合制となり、自分は無給となったが、同社には同年10月26日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、B社は、請求者は平成11年7月25日に退職したと回答している上、雇用保険の加入記録によると、請求者の同社における離職日も同日とされており、請求者の請求期間 における勤務実態について確認できない。

また、B社は、当時の請求者に係る賃金台帳等の資料は保存期間の経過により廃棄したものの、請求者は請求期間 当時、完全歩合制で働いており、当該期間に係る厚生年金保険料は控除していなかったと回答している。

さらに、請求者が、請求期間 当時、B社において一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚二人に照会したが、いずれも請求者の同社における勤務期間及び厚生年金保険の加入については不明と回答している。

請求期間 について、雇用保険の加入記録によると、請求者は、当該期間においてC社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社は、請求者に係る賃金台帳等は既に廃棄したと回答しており、請求者が請求期間 に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できない。

また、請求者は、C社において一緒に勤務した同僚を挙げているが、姓のみの記憶である上、オンライン記録によると、同社において当該同僚と同姓の厚生年金保険被保険者は見当たらないことから、当該同僚を特定することができず、請求者が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言を得ることはできない。

請求期間 について、雇用保険の加入記録及びD社の回答によると、請求者は、当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D社から提出された請求者に係る「19年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」によると、平成19年4月分の給与に係る厚生年金保険料は控除されているものの、請求期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、D社から提出された請求者に係る「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、D社は、「請求者の入社日は平成19年2月26日であり、同日から同年3月31日までの期間は、試用期間として社会保険に加入させない取扱いとすることを請求者と合意した上で雇い入れた。」旨回答している。

請求期間について、雇用保険の加入記録及びE社の回答によると、請求者は、当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E社から提出された請求者に係る平成19年分及び平成20年分の「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」によると、「社会保険料等の控除額」欄には平成20年4月のみ控除額が記載されていることが確認できるところ、当該控除額は、同社から提出された請求者に係る平成19年9月分から平成20年5月分までの給与の明細に記載された雇用保険料の合計額と一致することから、同社では、請求者の勤務期間に係る雇用保険料は控除していたものの、請求期間に係る厚生年金保険料は給与から控除していなかったことが認められる。

さらに、E社は、「請求者は、季節的な需要に対応するため臨時期間雇用契約により雇用した者であり、請求期間当時、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出は行っておらず、当該期間の厚生年金保険料も控除していなかった。」旨回答している。

このほか、請求者の請求期間からまでにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間からに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500274 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500071 号

第 1 結論

請求期間 について、請求者の A 社(現在は、B 社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間 について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間 について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間 について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間 について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間 について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間 について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 8 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 29 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 30 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 30 年 11 月 22 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 31 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 32 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
昭和 32 年 7 月 27 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 29 年から昭和 32 年までの間、毎年 4 月から 11 月まで A 社に勤務していたが、昭和 29 年、昭和 30 年及び昭和 32 年については、勤務期間と厚生

年金保険の被保険者期間が相違しており、昭和 31 年については、被保険者記録が無い。

請求期間、及びについては、それぞれ昭和 29 年 4 月 1 日、昭和 30 年 4 月 1 日、昭和 32 年 4 月 1 日を厚生年金保険被保険者資格の取得年月日として、また、請求期間、及びについては、それぞれ昭和 29 年 12 月 1 日、昭和 30 年 12 月 1 日、昭和 32 年 12 月 1 日を喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間については、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間 から までについて、A 社における請求者の勤務実態等について B 社に照会したところ、同社は、請求者の昭和 29 年及び昭和 30 年の勤務期間は不明と回答している。なお、同社は、「請求者の A 社における昭和 29 年及び昭和 30 年の勤務期間の雇用区分は月雇の臨時作業員であったと考えられる。当社が保管する健康保険厚生年金保険資格取得台帳（以下「資格取得台帳」という。）を確認したところ、当時の健康保険及び厚生年金保険被保険者資格の取得から喪失までの期間については、同じ事務所内であっても全員が同一の期間となっていないため、このことについて当時の職員に確認したところ、請求期間当時、臨時作業員の雇用は事務所ごとに直接行っており、作業の繁閑に応じて雇用の増減があり、各種社会保険の加入期間も臨時作業員によって異なっていたと思われることであった。」旨回答していることから、当時の A 社では、同じ事務所に勤務していた作業員であっても勤務期間は必ずしも同一ではなかったことがうかがえる。

また、請求者は、自身と同様の雇用形態で勤務していた同僚と一緒に昭和 29 年から昭和 32 年までの毎年 4 月から 11 月まで A 社 C 事務所に勤務していたので、当該同僚への照会も含めて各請求期間における勤務実態等について詳しく調査してほしいとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録によると、請求者が名前を挙げた同僚 7 人のうち 3 人は、複数年連続して 4 月又は 5 月から 10 月又は 11 月まで厚生年金保険被保険者となっている一方、残る 4 人の被保険者期間は請求者と同様に不定期かつ短期間となっている。その上、当該 7 人のうち所在が確認できた 6 人に請求者の勤務実態等について照会したところ、回答があった 2 人のうち 1 人は、「自分は、定期作業員として昭和 29 年から 10 年以上にわたり毎年 4 月から 11 月又は 12 月頃まで A 社 C 事務所に勤務していた。請求者がいつ頃勤務していたかは覚えていないが、請求者は、毎年、自分より後から勤務を開始し、自分

より早く勤務を終了していた。」旨述べており、残る 1 人は、請求者の勤務期間を覚えていないとしていることから、請求者が各請求期間に勤務していたことがうかがえる具体的な証言は得られなかった。

これらのことから、請求者の請求期間 から までに係る勤務実態について確認することができない。

請求期間 及び について、B 社から提出された A 社に係る昭和 29 年度の資格取得台帳によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 29 年 7 月 1 日、喪失年月日は同年 10 月 1 日となっており、オンライン記録と一致する。

また、B 社は、「請求者の請求期間 及び に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を行っておらず、当該期間に係る厚生年金保険料も控除していない。」旨回答している。

さらに、被保険者名簿及び請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）によると、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 29 年 7 月 1 日、喪失年月日は同年 10 月 1 日となっており、オンライン記録と一致する。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び請求者に係る同台帳記号番号払出票によると、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和 29 年 7 月 1 日となっている上、請求者の同台帳記号番号は同年 7 月 27 日に払い出されていることが確認できる。

請求期間 及び について、B 社は、「昭和 30 年度の資格取得台帳は見当たらないが、昭和 29 年度及び昭和 32 年度の同台帳における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日は国の記録と一致していることから、昭和 30 年についても国の記録どおりの届出を行っていると考えられる。また、請求期間 及び に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を行っておらず、当該期間に係る厚生年金保険料も控除していないと考えられる。」旨回答している。

また、被保険者名簿及び被保険者台帳によると、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 30 年 7 月 1 日、喪失年月日は同年 11 月 22 日となっており、オンライン記録と一致する上、当該名簿の備考欄には請求者の健康保険証が同年 12 月 1 日に返納されている旨の記載が確認できる。

- 2 請求期間 について、B 社は、請求者の昭和 31 年における勤務期間について不明としている上、「当社が保管する昭和 29 年度及び昭和 32 年度の資格取得台帳における請求者の被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日が国の記録と一致していること、及び昭和 31 年度の同台帳に請求者の氏名が記載されていないことから、請求期間 に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失

の届出は行っておらず、当該期間に係る厚生年金保険料も控除していない。」旨回答している。

また、上記1と同じく、請求者が名前を挙げた同僚の回答から請求者の請求期間における勤務について具体的な証言は得られず、請求者の当該期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、被保険者名簿によると、昭和31年にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した301人の中に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番も無い上、請求者に係る被保険者台帳によると、請求者が同年に同社に係る厚生年金保険被保険者となっている記載は無い。

- 3 請求期間 及び について、B社から提出されたA社に係る「失業保険被保険者資格取得者届出」によると、請求者の失業保険被保険者資格の取得年月日は昭和32年5月16日及び同年5月30日の二つの日付が記載され、資格原因欄に「使用期間」と記載されており、また、喪失年月日は同年7月27日と記載されていることが確認できる。このことについて、B社は、「請求者は、昭和32年に月雇の臨時作業員としてA社に雇用されており、当時の同社における月雇の臨時作業員には15日間の試用期間があった。当該届出からすると、請求者は、同年5月16日に勤務を開始し、当初の15日間は試用期間であったと考えられる。」旨回答していることから、請求者は、請求期間 のうち昭和32年5月16日から同年5月31日までの期間及び請求期間 のうち同年7月27日についてはA社に勤務していることが確認できる。

しかしながら、B社から提出されたA社に係る昭和32年度の資格取得台帳によると、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和32年6月1日、喪失年月日は同年7月27日となっており、オンライン記録と一致する。

また、B社は、「請求者の請求期間 及び に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を行っておらず、当該期間に係る厚生年金保険料も控除していない。」旨回答している。

さらに、被保険者名簿及び被保険者台帳によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和32年6月1日、喪失年月日は同年7月27日となっており、オンライン記録と一致する上、当該名簿の備考欄には請求者の健康保険証が同年8月3日に返納されている旨の記載が確認できる。

- 4 このほか、請求者の請求期間 から までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間 から までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500281 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500072 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 8 月 17 日から同年 10 月 29 日まで

私の船員手帳には請求期間に係る雇入及び雇止の記載があり、その期間は A 社の所有する B 丸に乗船していたが、船員保険の被保険者記録が無いので、請求期間を船員保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された船員手帳の記載によると、請求者は、昭和 52 年 8 月 17 日から同年 10 月 29 日まで船舶所有者である A 社が所有する B 丸に雇い入れられていたことが確認できる上、船舶所有者名簿によると、請求期間当時、同船舶は船員保険の適用船舶であったことが確認できる。

しかしながら、A 社における船員保険被保険者名簿によると、請求期間を含む昭和 52 年 7 月から昭和 54 年 8 月までの期間に被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらない上、被保険者証の番号に欠番は無く、請求者が同船舶所有者において船員保険の被保険者であったことを確認できない。

また、A 社の請求期間当時の事業主は、請求者を覚えていないとしている上、災害により請求期間当時の書類は全て消失したため、請求者の請求期間に係る船員保険料の控除について不明としている。

さらに、A 社における船員保険被保険者名簿によると、請求期間当時、同社における船員保険被保険者であった者は二人確認できるが、いずれも所在が不明であり、請求者の請求期間に係る船員保険の加入等について照会することができない。

加えて、オンライン記録によると、請求者が一緒に勤務したとして名前を挙げた

者は、A社における船員保険被保険者記録は確認できないものの、同社における厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。しかし、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間を含む昭和52年4月から昭和53年10月までの期間に被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い上、請求者が名前を挙げた上記同僚は既に亡くなっており、同社における船員保険及び厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において、海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認する目的で設けている労働契約の公認制度であり、請求期間における船員手帳の記載と船員保険の手続は一体のものではないことから、船員手帳の乗船記録と船員保険被保険者記録が必ずしも一致するものではない。

このほか、請求者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500283 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500073 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における B 共済組合員資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 6 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日まで

私は、平成元年 2 月から A 事業所に臨時職員として勤務し、平成 3 年 4 月 1 日に正規職員となり、平成 22 年 4 月に退職するまで社会保険業務を含む庶務全般及び会計の仕事をしていた。

私が正規職員となった際、社会保険の加入が理事会で承認され、平成 3 年 6 月 1 日に健康保険の被保険者資格を取得したが、B 共済組合員資格の取得年月日は平成 9 年 4 月 1 日となっているので、同共済組合員資格の取得年月日を平成 3 年 6 月 1 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間において A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所は、請求者の請求期間に係る B 共済組合への組合員資格の取得の届出並びに掛金の納付及び控除の有無について不明である旨回答している。

また、B 共済組合から提出された請求者に係る組合員資格新規取得届、組合員資格異動届等処理済通知書(控)及び資格関係 DB プリントによると、組合員資格の取得年月日は平成 9 年 4 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、同共済組合は、請求者が同年 4 月 1 日より前に組合員であった記録は無く、上記取得届に「新規登録」の押印があることから、請求者が初めて組合員になったのは同年 4 月 1 日である旨回答している。

さらに、上記取得届には、届出年月日として平成9年3月、届出担当名として「C（請求者と同じ姓）」と記載されており、請求者は、「当時、A事業所の従業員は自分しかいなかった。」としていることから、A事業所で社会保険を担当していたとする請求者自身が、同年3月時点においてB共済組合に加入していなかったため届け出たものと推認できる。

加えて、請求者は、請求期間に係る共済組合掛金をD団体であるA事業所により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに共済組合掛金が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がB共済組合員として請求期間に係る共済組合掛金をD団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。